

# 地球温暖化対策に関する地域 連携のあり方について(概要)

地球温暖化対策に関する地域連携  
のあり方検討会  
平成21年6月

# 地球温暖化対策に関する地域連携のあり方検討会委員

- 一方井 誠治 京都大学経済研究所教授(座長)
- 伊東 真吾 (NPO)京都地球温暖化防止府民会議事務局長
- 菊井 順一 (財)ひょうご環境創造協会専務理事、兵庫県センター長
- 久保田 学 (財)北海道環境財団企画事業課長
- 小島 正也 名古屋市環境局環境都市推進部地球温暖化対策室長
- 斎藤 博靖 静岡県県民部環境局地球環境室長
- 関川 朋樹 横浜市地球温暖化対策事業本部地球温暖化対策課長
- 平成21年度より市川 博美 横浜市地球温暖化対策事業本部地球温暖化対策課  
政策調査役に交代
- 高橋 幸司 川口市環境部次長
- 谷口 靖彦 (財)大阪府みどり公社 センター事務局長
- 平成21年度より葉山 幸雄に交代
- 長谷川 公一 東北大学大学院文学研究科教授、宮城県センター長
- 三笠 昭隆 福岡県環境部次長
- 山村 尊房 全国地球温暖化防止活動推進センター事務局長

# 検討の背景・目的等

(1)

全国センター、都道府県センター、推進員制度が発足してから10年が経過。それぞれの取組について課題が指摘されている。



現在の状況に即したあり方について再検討が必要。

(2)

平成20年の温対法改正で以下の事項が盛り込まれた。

1)都道府県に加え、指定都市等( )もセンター、推進員の指定・委嘱ができること。

2)都道府県センターに市センターの業務に係る「連絡調整」業務が追加 等。



都道府県センターと市センターの役割分担等について整理が必要

# **( 1 ) 現在の状況に即したあり方 に係る課題と方策**

# 地域センター

## 課題

- 活動財源が不足。
- 質の高い人材の確保が困難。
- 関係者間で都道府県センターの目標や役割についてコミュニケーションが不足。
- 都道府県センターの認知度が十分ではない。
- 継続的な評価、課題の分析、対策の検討・実施が必要。

## 方策

- 財政基盤を見極めながら地域センターを指定。都道府県等( )による助言、情報提供、支援等。
- 研修等による業務の処理能力の向上。
- 研修会の機会やITの活用等による意見交換等の推進。
- ビジョンや活動目標を、実行計画等に明確に位置づけ、関係者間で共有。
- 活動の目標、成果などについて、継続的な評価、課題の分析、対策の検討・実施。

# 全国センター

## 課題

- 都道府県センター向け支援機能に係るビジョン、役割、目標の明確化、関係者間の共有が必要。
- 最新情報の発信や普及啓発資料の提供に対する要望。
- 地域センターへの支援機能の強化が必要。
- 継続的な評価、課題の分析、対策の検討・実施が必要。

## 方策

- 支援に係るビジョン、目標の明確化。
- 地域センター職員を対象とした研修会の機会等を活用したより緊密な情報交換。
- 地域センターの要望に応じて情報収集や普及啓発資料の開発を行い、全国的に伝搬する機能を強化。
- 地域の取組支援に係る活動の目標、成果などについて、継続的な評価、課題の分析、対策の検討・実施。

# 推進員

## 課題

- 都道府県推進員間で活動の水準に大きな幅が存在。
- 都道府県・市町村と都道府県センターの間で、都道府県推進員に期待する技能や活動内容に隔たりがある。また、各主体間で連携が不十分。
- 更新の頻度が高く、活動経験の蓄積が不十分。
- 都道府県推進員の数の増加に対し、都道府県センターの支援能力の増強が不十分。
- 都道府県推進員の活動の方向性の明確化、都道府県推進員の活動の目標・成果等についての評価が必要。
- 活動経費に係る予算が不足。

## 方策

- 推進員候補者の選考において地球温暖化対策に関する知識や熱意について確認を行うことが重要。
- 全国センターが開発したツール等の活用・応用により推進員の能力を向上。
- 都道府県等や地域センターとの連携を更に図るため、地域協議会・実行計画協議会への参加を呼びかけ。
- 推進員の活動の方向性を実行計画等に明示し、推進員、地域センターと共有。
- 域内の推進員全体の役割、活動の状況などについて、継続的な評価、課題の分析、対策の検討・実施。

# 地域協議会

## 課題

- 地方公共団体、推進員、都道府県センターとの間で情報交換などの機会が少なく、連携や役割分担のあり方が不明確。
- 設置、活動の状況について把握が不十分。
- 財源のない協議会は活動が不活発

## 方策

- 地域の地球温暖化対策に関わる各主体との幅広い連絡体制の確立と情報共有。
- 環境省登録制度の運用についての見直し。

(例)

- 1)地域協議会は、毎年活動状況を環境省に報告。報告がない場合は登録の取消などの措置。
- 2)環境省は常に最新情報を整備、公表。
- 3)地方環境事務所、各地方公共団体、地域センター等は、地域協議会の活動状況を把握するよう努め、必要に応じ、環境省(本省)と情報交換。



## **(2) 平成20年の温対法改正に伴い 生じうる課題の整理**

# 国、都道府県、指定都市等の役割

## 国

- 地域における地球温暖化防止のあり方について常に当事者の参画のもとで議論を行い、コミュニケーションをとっていきことや、必要に応じて制度を改正していくことが必要。

## 都道府県

- 地域センター、推進員、実行計画協議会を積極的に指定、委嘱、組織し、実行計画に明確に位置づけ。
- 推進員の活動が実行計画の推進に貢献するように適切に措置。
- 域内の指定都市等において市センターや推進員が指定・委嘱される場合には、都道府県センターや都道府県推進員と相互補完と連携協働により相乗効果をもたらすよう、必要に応じて調整。

## 指定都市等

- 都道府県と同様に、地域センター、推進員、実行計画協議会を積極的に指定、委嘱、組織し、実行計画に明確に位置づけ。
- 事業者や住民に対する助言、教育、普及啓発等を強力に推進。
- 市センター等と密に情報交換等を行い、課題が生じた場合など、取組状況の改善に向けて可能な限り協力が必要。

# 市センターと都道府県センター の役割分担の考え方

## 市センター

その地域の自然的社会的条件に応じて、より住民に身近に、きめ細やかに地球温暖化対策を実施。

より地域に密着した相談、助言、支援等の支援事業に重点。

## 都道府県センター

より広域的な観点から地球温暖化対策を実施。

県内の市センター、NPO、地域協議会等の連携・交流等の連携事業に重点。

# 地域センター、推進員の重複指定、委嘱について

## 地域センターの重複指定について

- 長短両所を十分に勘案して検討する必要がある。

長所	短所
都道府県と指定都市等における取組の重複の回避が可能。	負担が過大なものとなるおそれ
情報、人的ネットワーク、ノウハウ等が1ヶ所に集約。	複数の法人による活動に比べて、活動の幅が広がらないおそれ
地域センター間の調整が不要。	指定元が複数となり、調整が煩雑になるおそれ

## 推進員の重複委嘱について

- 重複委嘱を受けた推進員は活動量が増加するなどの負担が生じるため、

当該推進員の意欲等の十分な確認

各都道府県・指定都市等での連携・調整

などが必要。

# 都道府県センターの温対法第24条第3項 に基づく連絡調整

具体的には、例えば、

政策に関する情報その他必要な情報の共有  
相互の課題解決や関係者の合意形成

ビジョン、役割や活動目標の共有

役割分担に基づく効率的、効果的な活動の  
推進

連携の機運を高め、協働のきっかけをつくる  
等

のための連絡調整が考えられる。

# まとめ

- 本報告書を参考にしながら、各主体においてビジョン・役割や目標の明確化、環境省・都道府県・市町村・センター・推進員等との間でこれらを共有  
P D C A サイクルによる課題の解決、取組の改善を継続的に実施。特に普及啓発や人材育成は、短期的に成果が得られるものではないため、長期的な視野の目標設定の下に、評価と改善を繰り返し実施  
に取り組んで行くことが求められる。
- この一連の取組は、都道府県や指定都市等による実行計画との整合、連携の下に進められるべきものであり、地域センターや推進員は、実行計画の策定、取組の実施、評価等に積極的に参加することが望まれる。